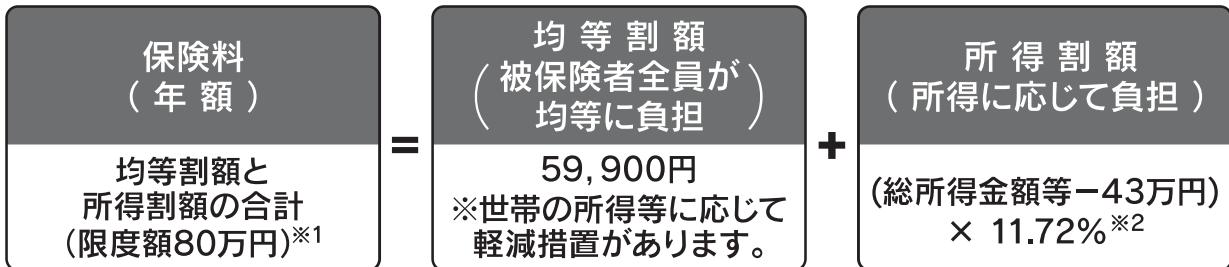


後期高齢者医療保険料のお知らせ

1 個人ごとの保険料の計算方法



後期高齢者医療では、被保険者の方々の医療費の動向などを踏まえ、2年ごとに保険料率の見直しをすることになっています。そのため、令和6・7年度の保険料率を改定いたしました。

均等割額

変更前 → 変更後
56,900円 → 59,900円

所得割率

変更前 → 変更後
10.88% → 11.72%*2

限度額

変更前 → 変更後
66万円 → 80万円*1

*1 令和6年3月31日時点で75歳以上である方または障害認定による加入者は令和6年度のみ73万円。【激変緩和措置】

*2 総所得金額等-基礎控除額が58万円以下の方は令和6年度のみ10.82%。【激変緩和措置】

2 所得の低い方の軽減措置

均等割額 世帯の所得状況にあわせて軽減されます。

軽減割合	同一世帯内の被保険者及び世帯主の 軽減対象所得金額(※3)の合計額	軽減後保険料
7割軽減	43万円(※4)以下	17,900円
5割軽減	43万円(※4)+29.5万円×(被保険者数)以下	29,900円
2割軽減	43万円(※4)+54.5万円×(被保険者数)以下	47,900円

*3 軽減対象所得金額は、総所得金額等から公的年金に係る所得金額について15万円を上限に控除した額となります。

*4 同一世帯内の被保険者及び世帯主で、給与所得者等を有する方が2人以上いる場合は、[43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)]が適用されます。

なお、給与所得者等とは、給与所得又は公的年金所得、もしくはその両方の所得がある方のことです。

3 被扶養者であった方の軽減措置

被保険者の資格を得た日の前日に被用者保険（協会けんぽ、健保組合、船員保険、共済組合など）の被扶養者であった方は、資格取得後2年を経過する月までの間に限り、均等割額が5割軽減されます。（所得割額は課されません。）

※国民健康保険、国民健康保険組合は対象となりません。

※上表で、所得の低い方の軽減措置に該当する方は、軽減割合の大きい方が優先となります。

4 保険料・一部負担金の減免

災害などにより重大な損害を受けたときや、その他特別な事情により生活が著しく困窮し、保険料・一部負担金を納めることが困難な方については、申請により保険料・一部負担金が減免される場合があります。

詳しくは、市役所保険年金課にご相談ください。

5 保険料の納め方

保険料の納付方法は、原則として年金からお支払いいただくこととなります（特別徴収）。新たに加入した方や転入転出等があつた方は、一時的に普通徴収となります。

年金から天引きされる場合（特別徴収）

対象となる方

- 年金額が年額18万円以上かつ同一の月に徴収される介護保険料との合計額が対象となる年金額の2分の1を超えない方
- ※介護保険料が年金から天引きされていない方は普通徴収となります。

納め方

年金支給の際に、年金から保険料が天引きされます。

仮徴収			本徴収		
4月（1期）	6月（2期）	8月（3期）	10月（4期）	12月（5期）	2月（6期）
前年の所得が確定するまでは仮算定された保険料が天引きされます。			前年の所得が確定した後は年間保険料額から仮徴収分を引いた額が三期に分けて天引きされます 過払いになっていた場合は還付されます。		

※申出により口座振替に変更することができます。
ご希望の方は、市役所保険年金課にお問い合わせください。

次のいずれかに当てはまる方は、納付書や口座振替により個別にお支払いいただくことになります（普通徴収）。

納付書・口座振替で納める場合（普通徴収）

対象となる方

- 特別徴収の対象とならない方
- 新たに加入した方や転入転出等があつた方

納め方

口座振替の登録をされた方は口座振替で、また、口座振替の登録がされていない方は、納付書で、納期内に指定された金融機関にてお支払ください。

国民健康保険税等で口座振替を利用していた方も、後期高齢者医療では、再度申し込みが必要です。

*特別徴収と普通徴収を併せた納付方法の方もおられます。

6 保険料を滞納したとき

特別な理由がなく保険料を滞納した場合、通常の保険証より有効期限の短い保険証が交付されます。

また、滞納が1年以上続き、悪質な場合は、保険証を返していただき、代わりに資格証明書が交付されることもあります。資格証明書で病院にかかるときは、医療費をいったん全額自己負担していただることになります。